第二種特定鳥獣管理計画
（イノシシ）
【第４期】

計画期間　令和４年（２０２２年）　４月　１日から
　　　　　令和９年（２０２７年）　３月３１日まで

令和４年（２０２２年）３月

熊　　本　　県

目　次

１　計画策定の目的及び背景 ―― １

２　管理すべき鳥獣の種類 ―― １

３　計画の期間 ―― １

４　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 ―― １

５　第二種特定鳥獣の管理の目標 ―― １

（１）現状 ―― １

（２）管理の目標 ―― ７

（３）目標を達成するための施策の基本的な考え方 ―― ７

６　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 ―― ８

（１）捕獲計画推進のための対策 ―― ８

（２）捕獲数管理 ―― ９

（３）錯誤捕獲の防止に向けた取組み ―― １０

７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 ―― １０

（１）事業の目的 ―― １０

（２）実施期間 ―― １０

（３）実施区域 ―― １０

（４）事業の目標 ―― １０

（５）事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 ―― １０

（６）事業の実施者 ―― １１

８　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ―― １１

９　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 ―― １１

（１）被害防止対策 ―― １１

（２）モニタリング等の調査研究 ―― １１

（３）計画の実施体制 ―― １２

添付資料 ―― １４

第 二 種 特 定 鳥 獣 管 理 計 画

1　計画策定の目的及び背景

本県では、イノシシの生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化しているため、第３期までの特定鳥獣保護管理計画を通じて、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）対策をはじめ、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）許可基準の緩和、狩猟期間の延長や特例休猟区の指定等のイノシシの管理対策を実施するとともに、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、電気柵の設置等の被害防除対策に取り組んできた。

また、環境省と農林水産省で、平成２５年（2013 年）１２月に取りまとめられた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に基づき、捕獲強化を進めているところである。

この結果、イノシシによる農林産物被害額は平成２２年度（2010 年度）をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準で推移しており、特に被害の顕著な中山間地域では、農林業活動への意欲減退を引き起こす大きな要因の一つとなっている。

本計画は、イノシシによる農林産物被害が依然として深刻であることを踏まえ、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。)」に基づき、計画的な管理を広域的・継続的に推進することを目的として策定する。

2　管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む）

3　計画の期間

令和４年（2022 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月３１日まで

4　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県全域を対象とする。

5　第二種特定鳥獣の管理の目標

（１）現状

ア　生息動向及び捕獲状況

（ア）生息分布の状況（添付資料：図－１参照）

本県の地形は、県下のほぼ全域に山地が分布しているが、その形状は様々で、県北部は比較的緩やかな筑肥山地と台地・平野部からなっているのに対し、県南部では標高１，０００ｍを超す九州中央山地の山々が連なり、深い谷を形成している。気候は、温暖多雨で顕著な梅雨があり、寒暖の差が大きいのが特徴である。植生は、暖帯林から温帯林で、スギ・ヒノキを中心とした人工林・天然林で占められている。また、本県は、すぐれた自然景観に恵まれており、県土の約２１％が自然公園に指定され、県土の約１１％が鳥獣保護区に指定されている。

このような本県の地形、気候、植生等の自然環境において、イノシシは低山帯から平地にかけての雑草が繁茂する森林～耕作地を中心に、生息分布を広げている。

環境省による自然環境保全基礎調査等によると、天草上島、下島、御所浦島、維和島では、昭和５３年（1978 年度）には全く生息が確認されていなかったが、平成１５年（2003

年度）には生息が確認されている。以降、徐々にその生息分布域が拡大していったものと考えられる。

また、県北地域から熊本市などの都市近郊へも生息区域を拡大しており、現在では、捕獲の状況から推測すると、県内全域に生息していると考えられる。

イノシシの生息数は、有効な調査方法が確立されておらず、生息数の把握は困難である。

イノシシは繁殖力が強く、強い捕獲圧がかかっても早急に回復できるといわれており、生息分布域の拡大、捕獲数の増加、被害額の推移から県内の生息数は、近年においても増加しており、その一因としては下表の荒廃農地や耕作放棄地が考えられる。

【表－1】荒廃農地の推移　　単位：ｈａ

	荒廃農地面積計						再生利用された面積	
		農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地	農用地区域	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	農用地区域		農用地区域
平成30年度	9,003	3,733	3,402	1,705	5,602	2,028	337	143
令和元年度	9,424	3,951	3,532	1,781	5,892	2,171	293	156
令和２年度	9,559	4,100	3,561	1,838	5,999	2,262	252	122

【出典：農林水産省】

注）・毎年度、農林水産省が「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき、調査員が調査した数値。
・荒廃農地とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

【表－2】耕作放棄地面積の推移　　単位：ｈａ

調査年	耕作放棄地（荒廃農地）面積（ha）					耕作放棄地率(%)
	総農家①	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家②	合計(①+②)	
Ｈ　７(1995)	4,291	3,223	1,068	3,128	7,419	7.0
Ｈ１２(2000)	5,564	4,160	1,404	4,770	10,334	10.0
Ｈ１７(2005)	6,315	4,201	2,114	5,362	11,675	11.8
Ｈ２２(2010)	6,186	3,747	2,439	5,845	12,032	12.5
Ｈ２７(2015)	8,765	6,366	2,399	3,695	12,460	13.1

【出典：農林業センサス】

注）・５年に一度調査が行われる「農林業センサス」による農家等の意思に基づき、調査把握した数値。
なお、耕作放棄地に関する調査は平成２７年で終了。
・耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

（イ）捕獲状況

イノシシの捕獲数の推移を図－１に、狩猟における法定猟法別捕獲数を図－２に示した。

イノシシの捕獲数については、環境省の鳥獣関係統計によると昭和２２年度（1947 年度）から平成７年度（1995 年度）までは４千頭前後で推移している。

その後、図－１に示すとおり平成８年度（1996 年度）から捕獲数が増加し、平成２２年度（2010 年度）には２万頭を越え、令和２年度（2020 年度）には約３万５千頭に増加し、平成４年度（1992 年度）の９．２倍の捕獲数となっている。

狩猟によるイノシシの捕獲数は、平成７年度（1995 年度）までは若干の増減を繰り返し

ながら横ばい状態で推移し、平成２０年度（2008 年度）には約１万頭を超えたが、近年では減少傾向となり令和２年度（2020 年度）が約５千頭となっている。

一方、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）では、平成９年度（1997 年度）までは若干の増減を繰り返しながら１千頭以下で推移してきたが、平成１０年度（1998 年度）に１千頭を超え、その後急速に増加し、平成２７年度（2015 年度）には狩猟による捕獲数を大幅に超える約２万６千頭となっている。平成２８年度（2016 年度）が減少に転じているのは、熊本地震の影響かと思われるが、その後、増加に転じ、令和２年度（2020 年度）は約３万頭を超える捕獲となっている。

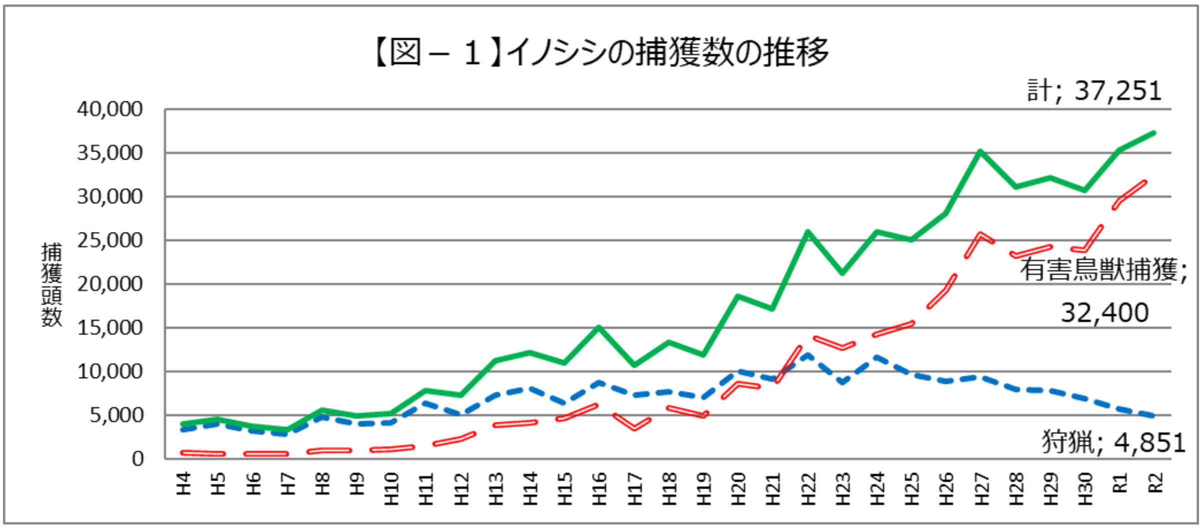

※添付資料 P17【表―1】に統計数値を掲載【出典：自然保護課】

図－２に示す狩猟における法定猟法別捕獲数については、銃猟による捕獲数では、平成４年度（1992 年度）当時全捕獲数の８６％を占め、わな猟による捕獲数を大幅に上回っていたが、平成１６年度（2004 年度）を境に、わな猟が銃猟を上回る状況となっている。

これは、イノシシによる農林産物被害が顕在化してきたことにより、自衛手段としてわな猟を行う農林業者が増えてきたためと考えられる。

なお、わな猟による捕獲数は、全体的に増加傾向を示していたが、近年では減少傾向となり令和２年度（2020 年度）が約３千４百頭となっている。

これは、通年、狩猟期間にも被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）に移行する狩猟者が増えたためである。

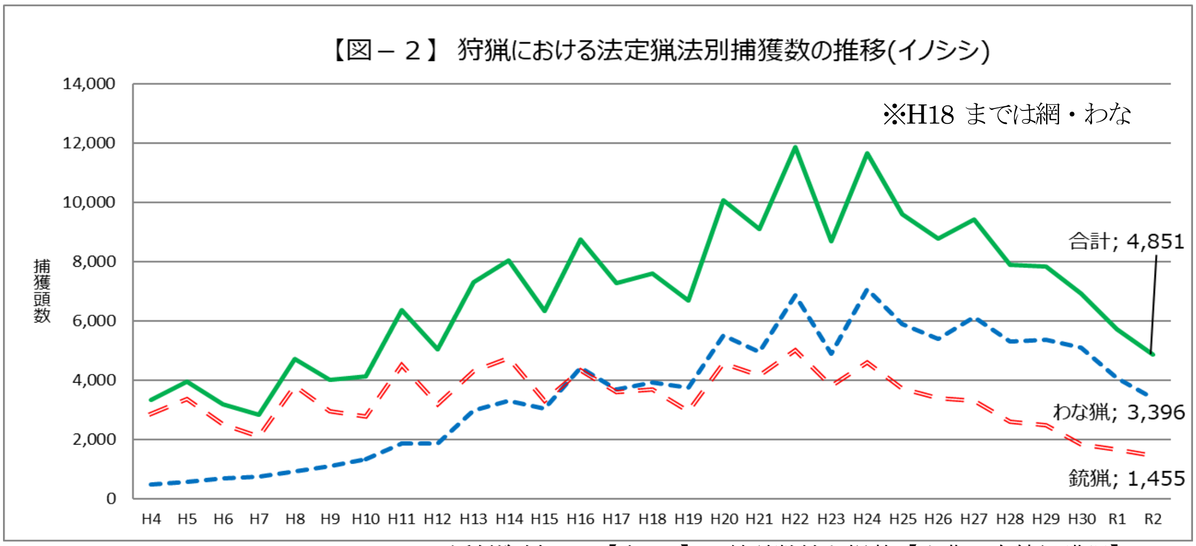

※添付資料 P17【表―2】に統計数値を掲載【出典：自然保護課】

イ　被害及び被害防止状況

（ア）被害状況

イノシシによる農林産物被害額の推移と作物別被害額の推移を図－３及び図－４に示した。

図－３に示す農林水産物被害額は、平成４年度（1992 年度）から１６年度（2004 年度）にかけて、１億５千万円前後で推移していたが、平成１７年度（2005 年度）以降急増し、平成２２年度（2010 年度）には過去最高の約４億５千万円まで増加した。しかし、それ以降は減少に転じ、平成２５年度（2013 年度）には約２億８千万円まで減少してきたものの平成２６年度（2014 年度）から再び増加し、平成２８年度（2016 年度）には被害防止対策の効果等もあり、再び減少に転じたが、未だ獣害金額の７割を占めている。

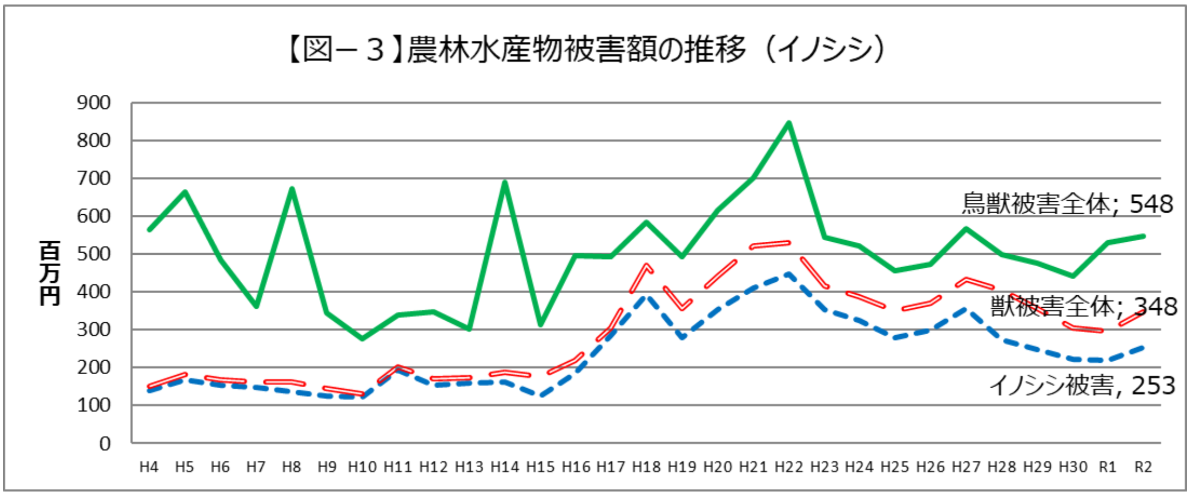

※添付資料 P18【表―3】に統計数値を掲載【出典：むらづくり課】

図－４に示す作物別の被害を見ると、平成２７年度（2015 年度）以降、減少傾向にあるものの、稲、果樹、林産物であるたけのこを含め、野菜、いも類、飼料作物等幅広い農林産物に被害を与えている。なかでも稲、果樹、野菜の被害が特に大きく、これら３作物の占める割合は平成９年（1997 年）から平成１５年（2003 年）まで８０％前後で推移してきたが、平成１６年（2004 年度）以降は９０％前後とさらに増加している。特に果樹や野菜などの収益性の高い作物で被害が拡大している傾向にある。

イノシシによる被害は、被害額が大きいことに加え、収穫間際の農作物が壊滅的な被害を受けることで生産者の意欲が減退し、耕作放棄地を増加させる要因の一つとなっている。

また､耕作放棄地の多くは未だ解消されておらず､イノシシが生息しやすい環境となり、被害を増加させるといった悪循環を招いている。

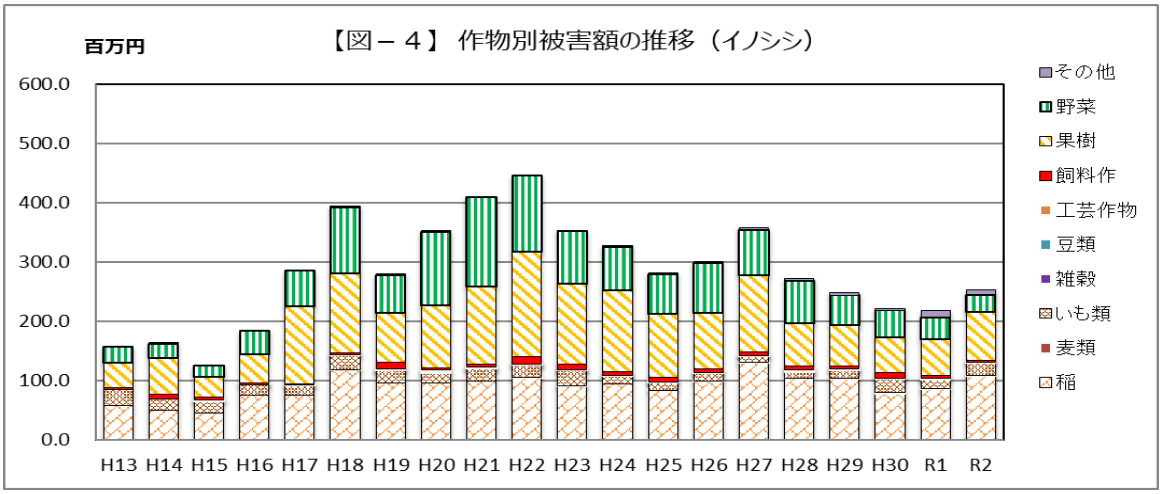

※添付資料 P19【表―4】に統計数値を掲載【出典：むらづくり課】

（イ）被害防止状況

県では、「えづけＳＴＯＰ！対策」を基本として、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理、農地への侵入・被害防止、有害鳥獣捕獲、ジビエ利活用の推進を柱として活動を展開し、鳥獣被害防止に努めてきた。

「えづけＳＴＯＰ！対策」に取り組んだ集落では鳥獣被害が減少する効果がみられたが多くの地域では、このような取組みがなく、捕獲者の高齢化・減少が進み鳥獣被害が拡大してきている。これらを解決するため、「えづけＳＴＯＰ！対策」を基本とし、技術の導入やデジタル化による被害の可視化などの効果的な事業の組み合わせ、専門家の意見を聞き総合的に実施し、さらなる被害防止を図っていく必要がある。

ウ　その他

（ア）狩猟免許所持者等の状況

狩猟免許所持者数の推移を図－５に、昭和５４年度（1979 年度）から令和２年度（2020 年度）の年齢別構成の推移を図－６に、狩猟者登録を受けた狩猟者数を図－７に示した。

図－５に示す狩猟者免許所持者数については、年々減少傾向にあったが、平成２２年度（2010 年度）から狩猟免許試験制度を見直したことで、横ばい傾向となっている。

銃猟の狩猟免許所持者数については、平成２１年（2009 年度）１２月からの改正銃刀法の施行に伴い、銃の所持許可が厳しくなるなどの影響から、減少してきている。

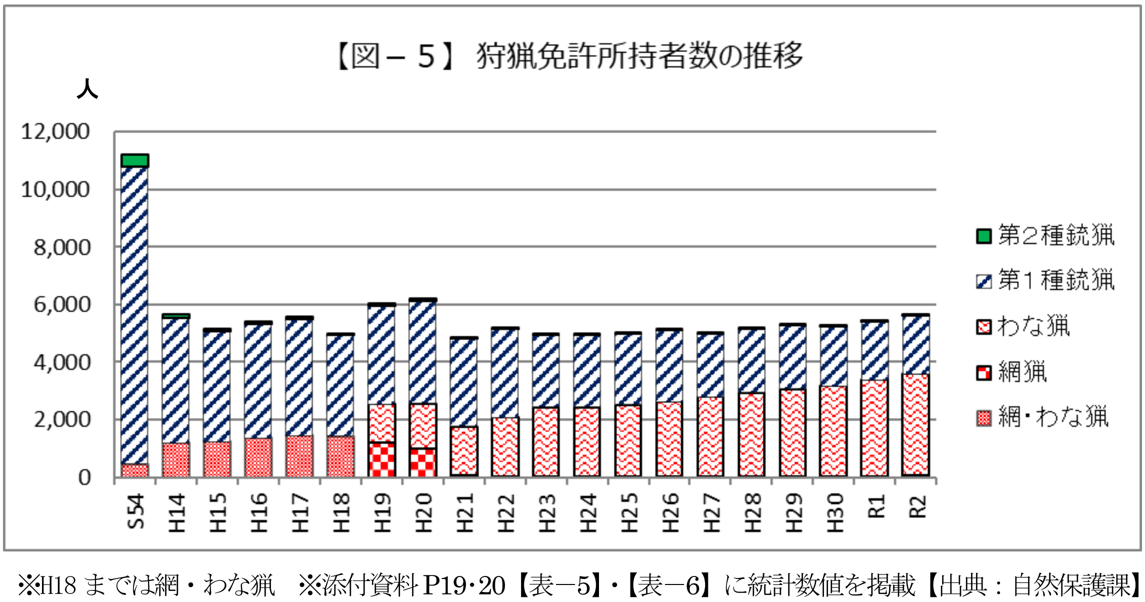

※H18 までは網・わな猟　※添付資料 P19･20【表―5】・【表―6】に統計数値を掲載【出典：自然保護課】

図－６に示す狩猟免許所持者数の年齢別構成では、令和２年度（2020 年度）の５０歳以上の割合が全体の約８０％となっており、また、６０歳以上は、全体の６７％を占め、昭和５４年度で占める割合は１２％と、高齢化が進んでおり、捕獲者の確保が難しくなっている。

【図－６】狩猟免許所持者の年齢別構成の推移

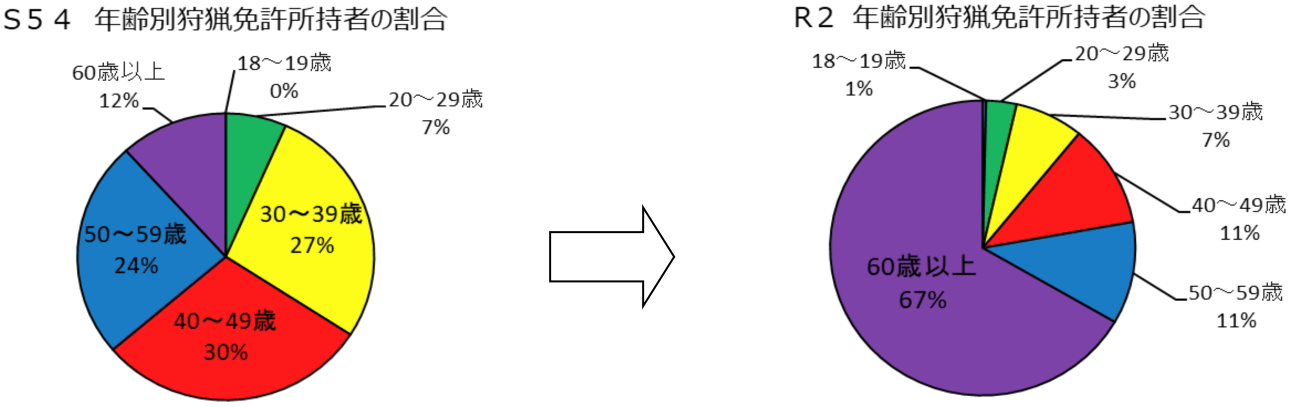

【出典：自然保護課】

図－７に示す狩猟者登録数については、年々減少傾向にあるものの、わなの狩猟者登録数は年々増加しており、令和２年度（2020 年度）は昭和５４年度（1979 年度）の網・わなの登録数の４．７倍となっている。これは、イノシシによる農林産物被害が増加し、自衛捕獲を行う農林業者が増えたことなどが要因として考えられる。

一方、銃猟（第１種）の狩猟者登録数は年々減少し、令和２年度（2020 年度）は１，７１３人となり、昭和５４年度（1979 年度）の約１６％となっている。

なお、令和２年度（2020 年度）の狩猟免許所持者数と狩猟登録者数に約１，８００人の差が生じている要因として、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の従事者資格要件に必須であった狩猟者登録を必須でなくしたこと、また、狩猟免許の資格取得のみを目的とした新規免許所持者が一部いると考えられる。

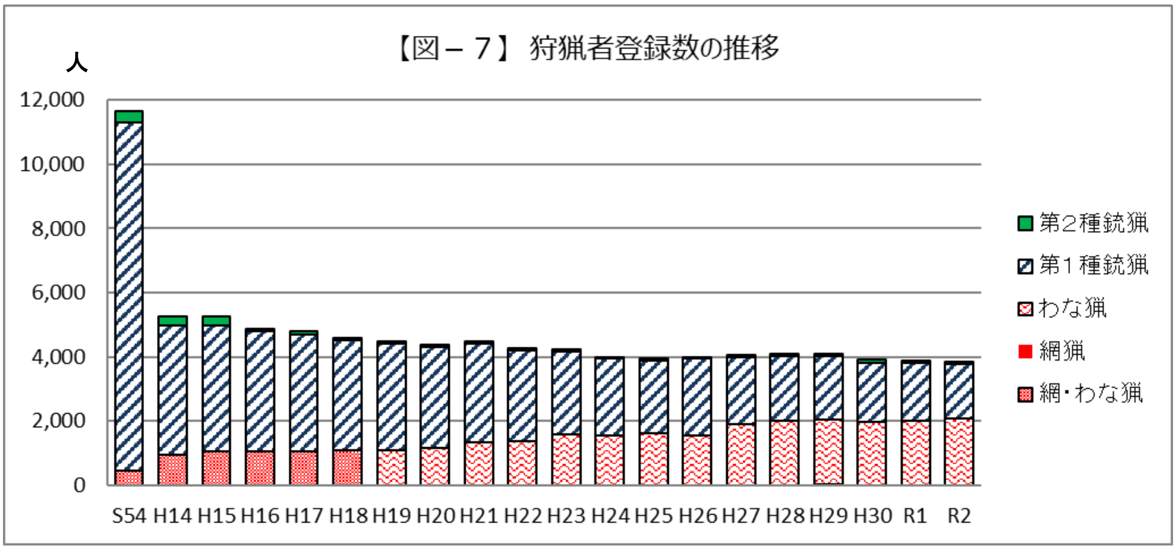

※H18 までは網・わな猟　　※添付資料 P21【表―7】に統計数値を掲載　【出典：自然保護課】

（イ）狩猟免許所持者確保のための取組み等

Ａ　狩猟免許試験制度の見直し

狩猟免許所持者数については減少傾向にあるため、農林業者や市町村職員等のわな免許取得を促進するとともに、平成２２年度（2010 年度）から狩猟免許試験制度見直し等の取組みを行うなど免許所持者数の確保を図っている。

・試験の実施回数の増加（３回→６回）※平成２６年度（2014 年度）から６回に増加
・県内複数会場で実施

・受験者の負担軽減（知識試験と技能試験を同じ日に実施）

Ｂ　わな捕獲技術講習会等の開催

近年、自衛捕獲等のためのわな猟免許取得者が増えていることや、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣が人家近くの里地・里山に出没するため、銃による捕獲が困難となるケースが多いことなどから、わなによる捕獲を推進する必要がある。

このため、農林業者等を対象として、専門家によるわな捕獲技術講習会を開催するなど捕獲技術の向上を図っている。

Ｃ　若手狩猟担い手の確保

①　高齢化する狩猟者対策として、次の若い世代の参入を促すため、高校生等をターゲットに、農林系高等学校等において狩猟等に関する出前講座を開催することで、狩猟への醸成と、狩猟免許取得の動機付けを図っている。

②　地域での若手狩猟者の育成のため、関係者と連携し、捕獲活動に取り組む団体に対し、活動の支援を行い、捕獲活動の活性化を図っている。

（２）管理の目標

ア　管理地域区分

管理の単位は、地域個体群で行うことが基本であるが、イノシシの場合には県内全域に分布しており、被害も全域に及んでいることから、県内全域を一つの管理区分とする。

イ　管理目標

イノシシに関しては、現時点で生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていないことから、鳥獣保護管理法に基づく国の指針に則して農林産物被害額を保護管理目標とし、イノシシの管理を行う。

ウ　第４期特定鳥獣保護管理計画における取組み

第３期特定鳥獣保護管理計画においては、イノシシによる被害が県内で特に問題視される以前の平均農林産物被害金害額（平成４年度（1992 年度）から平成８年度（1996 年度）まで）、１億５千万円までに抑えることを管理目標に定め、被害防除、管理等の対策を講じてきた。

この結果、平成２２年度（2010 年度）の４億５千万円をピークに農林産物被害額は減少しつつあるものの、未だ管理目標には到達していないため、引き続き被害防止対策を講じていく必要がある。

以上のことから、本計画においても、第３期特定鳥獣保護管理計画の保護管理目標を踏襲し、平成４年度（1992 年度）から平成８年度（1996 年度）までの平均農林産物被害額以下に被害を抑えることを目標とする。

＜管理目標＞

イノシシに関しては、現時点で生息密度や個体数を推定する実用的な方法がないことから、個体数を管理目標にするのではなく、農林産物被害額を管理目標とし、平成４年度（1992年度）から平成８年度（1992年度）の平均被害額１億５千万円まで抑える。

なお、関係機関との連携による総合的な鳥獣被害防止対策の継続・拡充及び計画期間内の捕獲頭数においては、近年の実績（７カ年平均３１，０００頭）を踏まえ、３６，０００頭/年を目安とする。

（3）目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の項目を実行する。

ア　本県に生息するイノシシの生息状況、農林業被害の実態調査・把握
イ　現況調査に基づく目標及び施策を記載した第二種特定鳥獣管理計画の策定
ウ　第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実施
エ　施策実施後の被害状況等のモニタリング調査
オ　モニタリング調査結果の熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会における評価
カ　モニタリング調査結果の評価に基づく第二種特定鳥獣管理計画への反映

なお、この一連の管理体制は、次のとおりである。

【第二種特定鳥獣管理体制図】

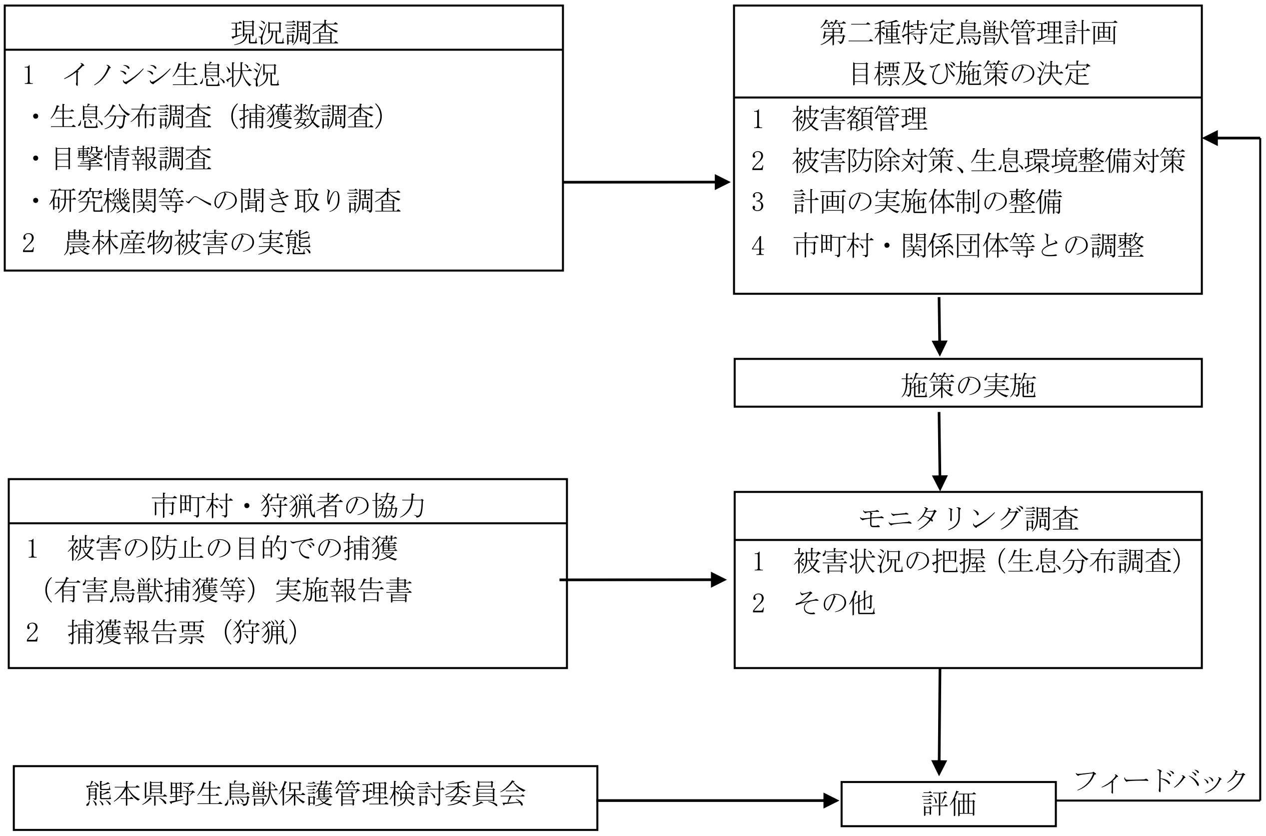

6　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

（1）捕獲計画推進のための対策

イノシシの生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていないため、科学的根拠に基づく捕獲計画はできないが、被害を低減させるためには、生息数を減らすことが重要であるため、イノシシの捕獲を実施する。

①被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）体制の整備・推進

（ア）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法（鳥獣被害防止特措法）に定める鳥獣被害対策実施隊による捕獲並びに農林業者による自衛捕獲の推進を図る。

（イ）各市町村及び市町村鳥獣被害対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲を適正かつ円滑に推進するため、助言や情報の共有化、助成事業の活用を行う。

（ウ）市町村・県域を超えた合同一斉捕獲の実施及び、その取り組みを計画的に推進する体制

を地域住民の理解と協力を得ながら整備する。

②被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）における規制緩和の継続

（ア）捕獲頭数の規制緩和

１人当たりの許可頭数を管理に必要な頭数（本計画の管理の目標を達成するために必要な頭数）とする。

（イ）自衛のための捕獲緩和

「囲いわな」については、狩猟者登録及び狩猟免許がなくても従事できるこことし、「はこわな」については、狩猟者登録は必要ないが狩猟免許を所持する者が従事することとする。

なお、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合､条件を満たせば､狩猟免許を持たない農林業者も捕獲に従事できることとする。

③狩猟における規制緩和の継続

（ア）狩猟期間の延長

狩猟期間を１１月１日から３月１５日までとする。

（イ）捕獲頭数の制限緩和

狩猟における１人当たりの捕獲頭数を｢捕獲後の埋設等の処理が実施できる頭数｣とする。

（ウ）特例休猟区における狩猟の可猟化

特例休猟区を指定することにより、休猟区における狩猟を可能とする。

④禁止する猟法の規制解除の継続

輪の直径が１２ｃｍを超える「くくりわな」による狩猟の規制を解除する。

⑤捕獲従事者の育成確保

（ア）認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣管理の担い手として期待されることから積極的な活用を図る。

（イ）わな捕獲技術の普及指導

若手の農林業後継者や新規わな免許取得者等に対し、市町村や狩猟者関係団体等と連携したスキルアップ講習会やＩＣＴを活用したわな等による捕獲方法の普及に努めていく。

⑥計画的な頭数調整捕獲の推進

イノシシの生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていないため、科学的根拠に基づく捕獲計画はできないが、被害を低減させるためには、生息数を減らすことが重要であるため、イノシシの捕獲を推進する。

今後イノシシの生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立された場合は、農林産物被害防止に効果的である頭数管理の計画を採用し、頭数調整捕獲を推進する。

（２）捕獲数管理

ア　被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）による捕獲数の把握

管理の観点から被害の防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲等)による実態を把握するため、市町村、捕獲隊の協力を得て、有害鳥獣捕獲実施状況調査を実施する。調査項目は、捕獲月日、区域、出会数、捕獲数等とする。

イ　狩猟による捕獲数の把握

狩猟期間の捕獲の実態を把握するため､狩猟者の協力を得て調査を実施する｡調査項目は、出猟月日、出猟区域、出会数、捕獲数等とする。

（３）錯誤捕獲の防止に向けた取組み

イノシシの捕獲推進に伴い、カモシカ等の錯誤捕獲を未然に防止するため下記のとおり取組む。

・錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前に県・市町村の担当部局、教育委員会、地元猟友会、捕獲事業者等の関係者を含めた連絡体制・放獣体制を構築する。

・錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のため、県・市町村の担当部局において、錯誤捕獲された日時、場所、様態等の情報を収集する体制を構築する。

・わなによる捕獲を行う場合には、「カモシカの錯誤捕獲の防止に向けた留意事項について」（令和２年１１月２０日付け環自野発第 2011201 号環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知）によるものとする。

７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

（１）事業の目的

図－３に示すとおり、イノシシによる農林産物被害額は、依然として高い水準で推移しており、「５　第二種特定鳥獣の管理の目標」に定める管理目標の達成を本計画期間内に実現させるためには、市町村が主体となった既存の鳥獣捕獲事業に加え、県が主体となった個体群管理のための捕獲事業を実施し、イノシシの捕獲を積極的に行う必要があることから、鳥獣保護管理法に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、管理対策のより一層の推進を図るものとする。

（２）実施期間

「３　計画の期間」に定める期間とする。

（令和４年（2022 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月３１日までの期間）

（３）実施区域

県全域を対象とする。

（４）事業の目標

「５　第二種特定鳥獣の保護管理の目標」に定める管理目標とする。

（農林産物被害額を１億５千万円まで抑える。）

（５）事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

ア　実施の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、鳥獣保護管理法第１４条の２の規定に基づき、あらかじめ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとし、当該事業の内容や実施体制等について、別途定めるものとする。

イ　実施の時期

「３　計画の期間」に定める期間内において実施するものとし、原則として１年以内とするものとする。

ウ　実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について

の検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の効果・妥当性等も考慮し、実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用し、必要に応じて、外部の専門家とも連携して実施するものとする。

（6）事業の実施者

熊本県を実施者とする。

8　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシ管理の最も大きな課題は農地周辺の環境管理である。特に被害の激しい里地・里山では耕作放棄地や果樹園の手入れ不足、森林の手入れ不足、荒廃竹林の拡大等がイノシシの餌場や隠れ場等に適した環境を提供しており、耕作放棄地の解消や果樹園の管理、森林の管理・利用方法について啓発を行う。

また、管理を図るため、被害状況や地元の意見を踏まえて、鳥獣保護区や休猟区の指定を進める。

9　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

（1）被害防止対策

ア　被害防止体制の構築

農林産物被害を減少させるには、熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議と連携し、地域の特性に合わせて、「生息しにくい環境整備と管理」「侵入・被害の防止」「被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）」「狩猟による捕獲」を総合的に、かつ、地域・集落の住民・行政機関が一体となって取組むことが重要である。

イノシシの生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていないため、科学的根拠に基づく捕獲計画はできないが、被害を低減させるためには、生息数を減らすことが重要であるため、イノシシの捕獲を実施する。

イ　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）による支援対策等

平成２０年（2008 年度）２月から施行された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、農林産物被害を受けている市町村に対して、積極的に被害防止計画を作成し、被害対策に取組むことや、国や県単独の補助事業等の活用について指導・助言を行い、地域全体で施策を推進していくこととしている。

また、鳥獣被害防止対策の推進に当たって、市町村、農林水産業関係団体、狩猟者団体、集落代表者等関係者が一体となった地域協議会を中心として、各団体等の連携を図りながら対策を進める必要がある。

なお、被害防止対策の実施に当たっては、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）や狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業等による捕獲対策と併せて、電気柵等の防護柵設置による被害防除対策、耕作放棄地の解消や発生防止等による生息環境の整備を実施する。

さらに、地域ぐるみによる被害防止対策を住民に広く啓発するために、県・市町村の広報誌、その他の広報媒体を利用した広報活動を行う。

ウ　イノシシ肉等の利用推進

イノシシ肉等の加工施設の導入、用途開発や販路拡大等の取組みを総合的に実施することにより、地域の実情に応じて、食肉への活用等有効利用を促進する。

（２）モニタリング等の調査研究

モニタリングは第二種特定鳥獣管理計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、計画的な管理に欠かせない作業である。イノシシの管理においては、捕獲頭数及び農林作物被害額等について調査を実施し、データの収集を行うものとする。

ア　被害状況調査

管理対策、被害防除対策等による被害低減効果を判定するため、毎年農林産物の被害状況調査を作物及び区域別に行う。

イ　捕獲状況調査

捕獲状況を把握するために、狩猟、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）、指定管理鳥獣捕獲等事業について、銃器、わな等の捕獲方法別に捕獲場所を毎年調査する。

ウ　被害状況調査及び捕獲状況調査結果を踏まえた生息分布域の把握

イノシシの生息分布域は県内全域に及んでいると推測されるため、引き続き、被害状況調査及び捕獲状況調査結果を踏まえて生息分布域の把握を行う。

（３）計画の実施体制

ア　熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会（平成１０年（1998 年）設立）

学識経験者、自然保護団体、農林業関係団体、関係市町村等で構成する委員会において、県内に生息するイノシシ等の具体的な対応策を検討し、適切な保護管理を推進する。

イ　九州シカ広域一斉捕獲推進会議（平成２４年（2021 年）設立）

行政界を越えて分布するイノシシについて、ニホンジカの一斉捕獲日に合わせて、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の５県及び九州森林管理署で情報交換、連絡調整を行い、相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

ウ　県内全域の広域一斉捕獲運動の展開

九州シカ広域一斉捕獲推進会議による隣接県と連携した広域一斉捕獲の取組みを県境の市町村のみならず、隣接市町村に参加を呼びかけ、県内全域の運動として展開する。

エ　熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議

平成２３年（2011 年）５月に設置した熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議が主体となって、庁内の関係課や各広域本部、市町村と連携を図り、住民・行政等が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。

プロジェクト会議の具体的な取組みについては、以下のとおりである。

（ア）プロジェクト会議の業務

・鳥獣被害状況調査及び鳥獣捕獲頭数調査等の各種調査結果の情報共有

・各課の鳥獣被害対策事業実施状況の情報共有と連携推進

・鳥獣被害対策のための指導員及び捕獲担い手などの人材育成
・捕獲獣を利活用するための検討
・九州農政局、九州森林管理局及び隣接県他、民間を含めた関係機関との連携方策検討
・その他必要な事項

（イ）対策部会
　プロジェクト会議に専門的な対策について検討を行うための３つの対策部会を設置している。
　捕獲等の個体群管理については、鳥獣保護管理対策部会を設置し、自然保護課が事務局となって関係各課と検討していくこととしている。

熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議構成メンバー

部局	所属職名	備考
知事公室	危機管理防災課長	
健康福祉部	健康危機管理課長	
環境生活部環境局	自然保護課長	
農林水産部	農林水産政策課長、団体支援課長、流通アグリビジネス課長	
生産経営局	農業技術課長、農産園芸課長、畜産課長、農地・担い手支援課長	
農村振興局	農村振興局長（座長）、むらづくり課長（事務局）、農村計画課長 技術管理課長	
森林局	森林整備課長、森林保全課長、林業振興課長、林業研究・研修センター所長	
水産局	水産振興課長	
警察本部生活安全部	生活環境課長	
各広域本部	農林水産部長	
各広域本部地域振興局	農林部長	

対策部会（部会長：審議員、部会員：班長、担当）

対策部会名	所属	備考
農林作物保護対策部会	（農林水産部）農地・担い手支援課、むらづくり課（部会長）、森林整備課、農業技術課農業革新支援センター、林業研究・研修センター	
鳥獣保護管理対策部会	（環境生活部）自然保護課（部会長） （農林水産部）むらづくり課、森林整備課、森林保全課、林業研究・研修センター	
捕獲獣利活用対策部会	（健康福祉部）健康危機管理課 （農林水産部）流通アグリビジネス課、むらづくり課（部会長）、林業振興課	

添 付 資 料

図－１　イノシシ生息分布状況（環境省自然環境保全調査）　――――――　１５

図－２　有害捕獲分布（イノシシ）　――――――――――――――――　１６

表－１　イノシシの捕獲数の推移　――――――――――――――――　１７

表－２　狩猟における法定猟法別捕獲数の推移（イノシシ）　――――――　１７

表－３　農林産物被害額の推移（イノシシ）　――――――――――――　１８

表－４　作物別被害額の推移（イノシシ）　――――――――――――　１９

表－５　狩猟免許所持者数の推移　――――――――――――　１９

表－６　年齢別狩猟免許所持者数の推移　――――――――――――　２０

表－７　狩猟者登録数の推移　――――――――――――　２１

【図－１】　イノシシ生息分布状況

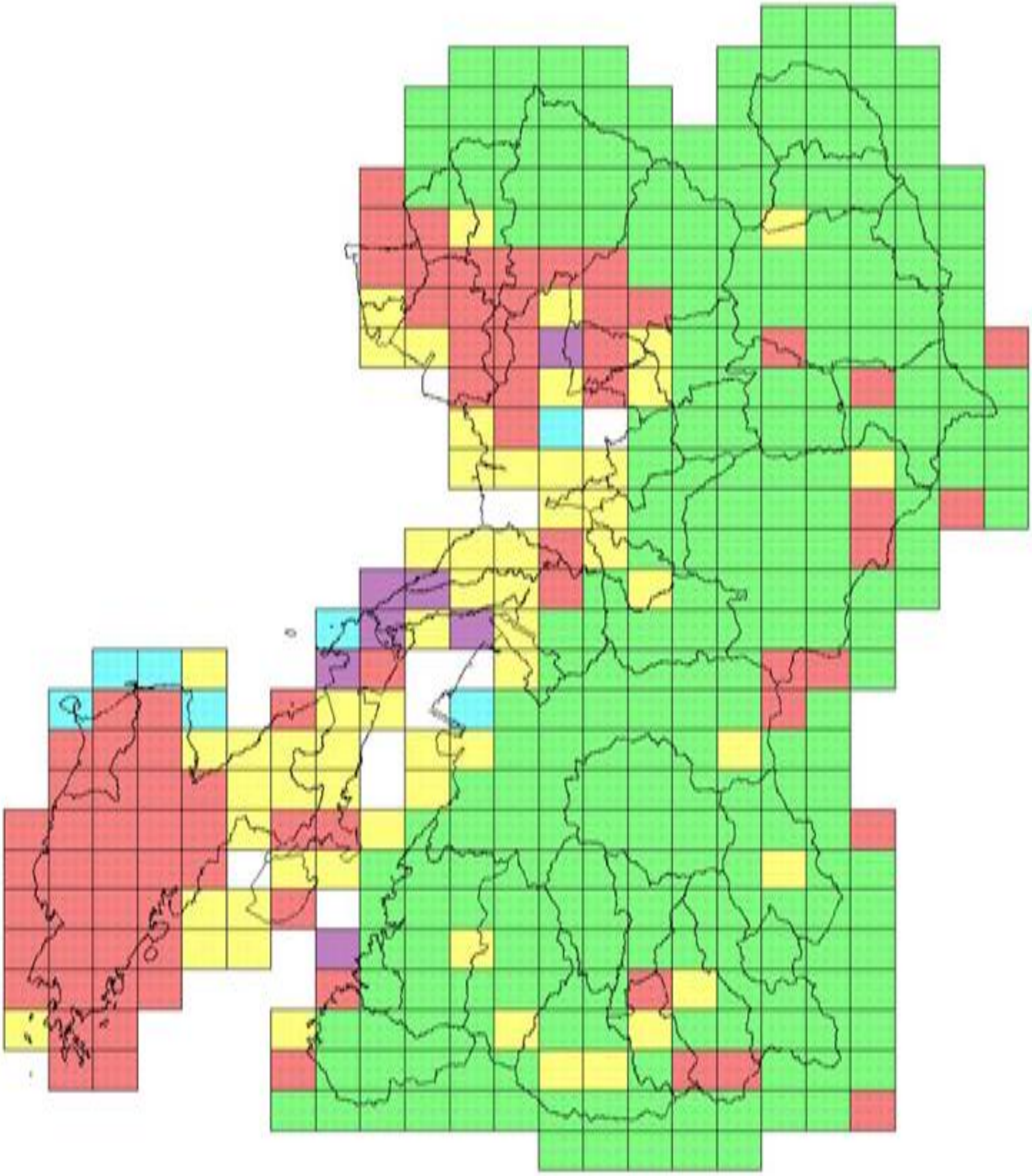

昭和53年度（1978年度）調査で生息を確認
平成15年度（2003年度）調査で新たに生息を確認
平成23年度（2011年度）調査で新たに生息を確認
平成26年度（2014年度）調査で新たに生息を確認
令和2年度（2020年度）調査で新たに生息を確認

【図－２】　有害捕獲分布（イノシシ）

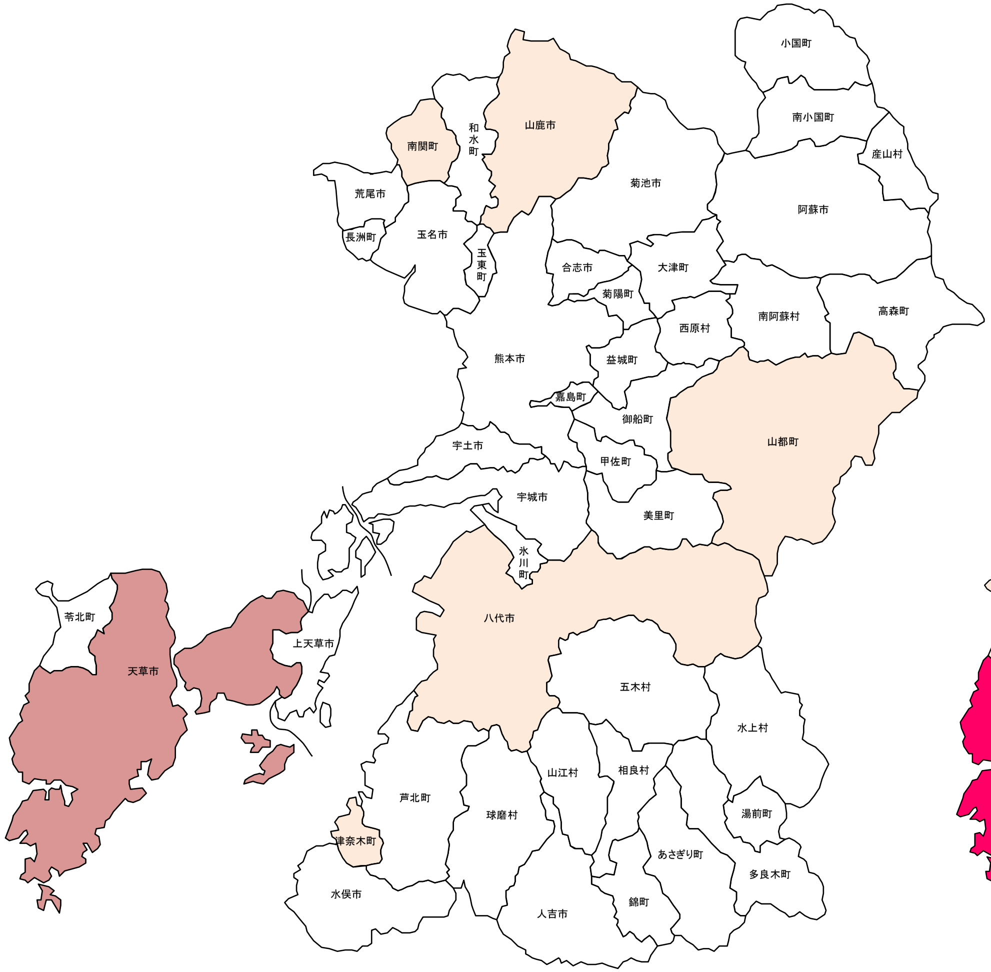

平成19年度（2007年）

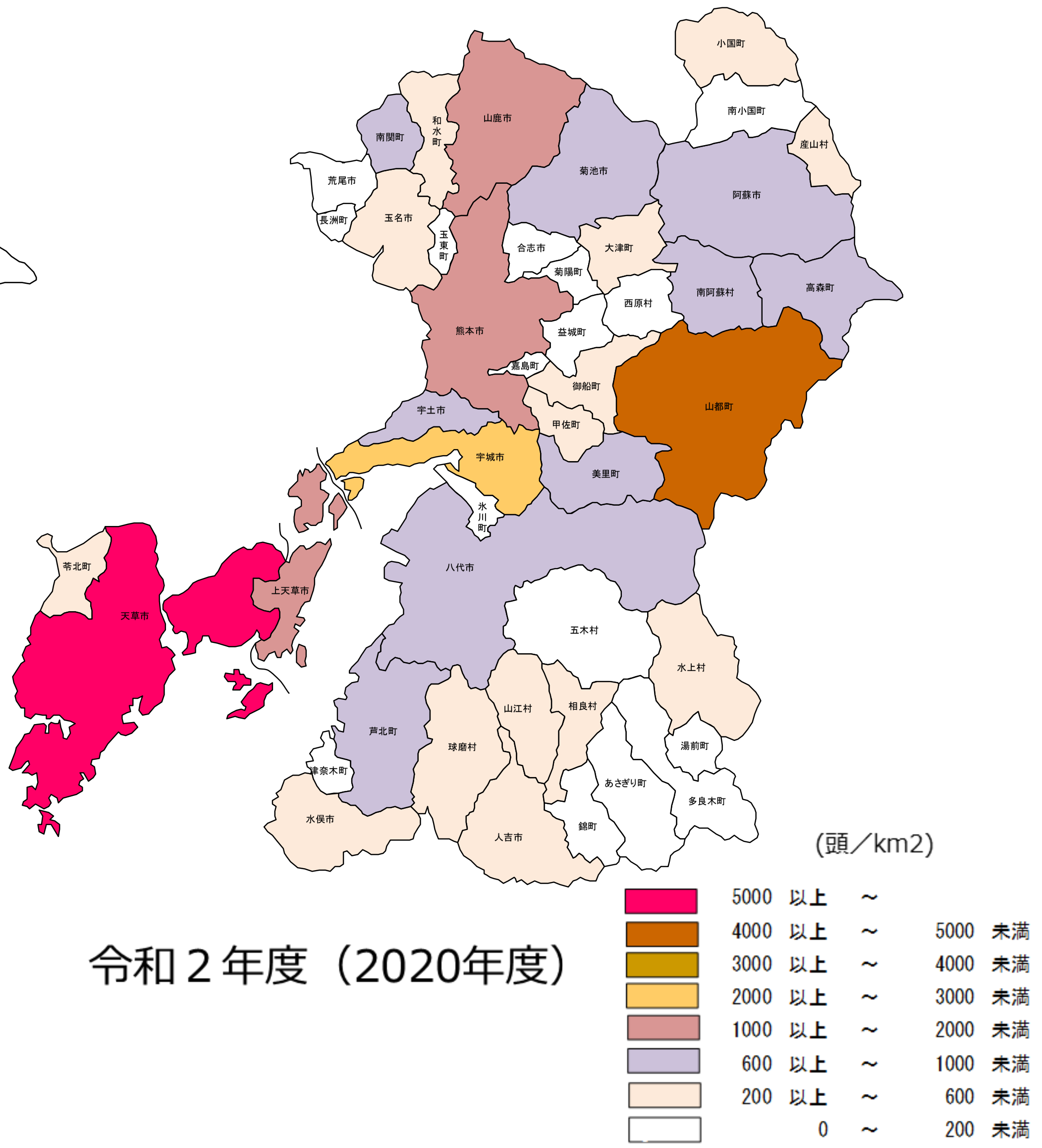

令和２年度（2020年度）

【表－１】イノシシの捕獲数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：頭）

年度	H4 (1992)	H5 (1993)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)
狩猟	3,331	3,932	3,188	2,819	4,719	4,013	4,114	6,363	5,026	7,295	8,027
有害鳥獣捕獲	691	523	559	551	897	928	1,069	1,408	2,208	3,905	4,134
合計	4,022	4,455	3,747	3,370	5,616	4,941	5,183	7,771	7,234	11,200	12,161

年度	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
狩猟	6,327	8,730	7,265	7,597	7,027	10,072	9,102	11,867	8,679	11,653	9,598
有害鳥獣捕獲	4,646	6,275	3,448	5,759	4,878	8,557	7,992	14,055	12,604	14,273	15,444
合計	10,973	15,005	10,713	13,356	11,905	18,629	17,094	25,922	21,283	25,926	25,042

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
狩猟	8,780	9,419	7,882	7,833	6,925	5,711	4,851
有害鳥獣捕獲	19,252	25,700	23,186	24,294	23,812	29,531	32,400
合計	28,032	35,119	31,068	32,127	30,737	35,242	37,251

【表－２】　狩猟における法定猟法別捕獲数の推移（イノシシ）　　　　　　　　（単位：頭）

年度	H4 (1992)	H5 (1993)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)
わな猟(※) (割合)	476 (14%)	569 (14%)	688 (22%)	726 (26%)	918 (19%)	1,077 (27%)	1,334 (32%)	1,853 (29%)	1,857 (37%)	2,987 (41%)	3,299 (41%)
銃猟 (割合)	2,855 (86%)	3,363 (86%)	2,500 (78%)	2,093 (74%)	3,801 (81%)	2,936 (73%)	2,780 (68%)	4,510 (71%)	3,169 (63%)	4,308 (59%)	4,728 (59%)
合計 (割合)	3,331 (100%)	3,932 (100%)	3,188 (100%)	2,819 (100%)	4,719 (100%)	4,013 (100%)	4,114 (100%)	6,363 (100%)	5,026 (100%)	7,295 (100%)	8,027 (100%)

年度	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
わな猟(※) (割合)	3,020 (48%)	4,406 (50%)	3,678 (51%)	3,930 (52%)	3,744 (56%)	5,515 (55%)	4,937 (54%)	6,869 (58%)	4,892 (56%)	7,058 (61%)	5,876 (61%)
銃猟 (割合)	3,307 (52%)	4,324 (50%)	3,587 (49%)	3,667 (48%)	2,933 (44%)	4,557 (45%)	4,165 (46%)	4,998 (42%)	3,787 (44%)	4,595 (39%)	3,722 (39%)
合計 (割合)	6,327 (100%)	8,730 (100%)	7,265 (100%)	7,597 (100%)	6,677 (100%)	10,072 (100%)	9,102 (100%)	11,867 (100%)	8,679 (100%)	11,653 (100%)	9,598 (100%)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
わな猟(※) (割合)	5,388 (61%)	6,129 (65%)	5,295 (67%)	5,365 (68%)	5,104 (74%)	4,061 (71%)	3,396 (70%)
銃猟 (割合)	3,307 (39%)	4,324 (35%)	2,587 (33%)	2,468 (32%)	1,821 (26%)	1,650 (29%)	1,455 (30%)
合計 (割合)	8,780 (100%)	9,419 (100%)	7,882 (100%)	7,833 (100%)	6,925 (100%)	5,711 (100%)	4,851 (100%)

【表－３】農林産物被害額の推移　(イノシシ)　(単位：百万円)

年度	H4 (1992)	H5 (1993)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)
鳥獣害全体	564	665	485	361	672	344	276	340	346	303	689
獣害全体	150	183	169	161	162	146	131	201	172	175	189
イノシシ害	138	168	154	149	136	124	121	194	155	158	163

年度	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
鳥獣害全体	312	496	493	585	494	615	700	846	545	520	455
獣害全体	177	219	305	471	355	440	521	530	417	388	351
イノシシ害	125	184	286	392	278	353	409	446	353	326	280

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
鳥獣害全体	472	566	499	477	441	530	548
獣害全体	369	433	403	355	306	296	348
イノシシ害	299	357	272	248	222	218	253

【表－４】作物別被害額の推移（イノシシ）　（単位：百万円）

年度	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
①稲	58.0	51.0	45.0	75.6	76.3	117.8	96.6	97.0	98.8	105.1	91.9	94.6	84.2
②麦類						0.1		0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1
③いも類	27.0	19.0	20.0	17.6	15.2	25.3	21.5	16.6	21.8	22.0	26.9	12.9	13.4
④雑穀			1.0	0.1	0.4	0.0	0.2	1.4	0.3	0.1	0.2	0.6	0.1
⑤豆類					1.5	0.1	0.1	1.6	0.3	0.1	0.3	0.4	0.3
⑥工芸作物			2.0	0.1		0.8	1.4	1.5	1.3	1.0	0.1	0.8	0.3
⑦飼料作物	3.0	7.0	4.0	2.6	1.1	2.9	11.3	4.2	6.1	11.5	8.4	6.3	6.8
⑧果樹	43.0	61.0	34.0	48.3	130.2	134.0	83.3	105.1	130.1	177.8	136.2	137.0	106.9
⑨野菜	27.0	24.0	19.0	39.3	60.7	110.8	63.6	123.2	150.5	127.5	88.4	72.8	67.5
⑩その他		1.0				0.4	0.5	2.5			0.3	0.4	0.7
⑪合計	158.0	163.0	125.0	183.7	285.6	392.2	278.5	353.2	409.2	445.5	352.9	325.8	280.3
(①+⑧+⑨)/⑪	81.0%	83.4%	78.4%	88.9%	93.6%	92.5%	87.4%	92.1%	92.7%	92.1	89.7%	93.4%	92.2%

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
①稲	99.1	130.3	104.5	102.7	78.9	86.6	108.2
②麦類	0.1	0.1	0.0	0.8	1.1	0.1	0.2
③いも類	13.2	11.1	9.4	13.6	23.2	14.4	21.8
④雑穀	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2
⑤豆類	0.2	0.5	3.4	2.0	0.7	2.3	0.7
⑥工芸作物	0.2	0.2	1.4	0.8	0.1	0.1	0
⑦飼料作物	6.4	5.7	5.4	5.5	9.1	5.3	3.7
⑧果樹	94.6	130.0	73.4	68.7	59.2	61.0	80.4
⑨野菜	84.3	76.3	71.2	49.9	46.4	36.5	29.7
⑩その他	0.6	2.8	3.6	3.7	3.0	11.1	7.5
⑪合計	298.8	357.2	272.4	247.8	221.7	217.7	252.5
(①+⑧+⑨)/⑪	93.0%	94.2%	91.5%	89.3%	83.2%	84.6%	86.5%

【表－５】狩猟免許所持者数の推移　（単位：人）

年度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
網猟(※)	446	1,194	1,223	1,355	1,436	1,415	1,191	987	70	40	41	40	38
わな猟(※)							1,352	1,574	1,692	2,034	2,310	2,385	2,468
第１種銃猟	10,329	4,357	3,855	3,983	4,050	3,526	3,431	3,579	3,073	3,084	3,057	2,501	2,485
第２種銃猟	452	100	81	82	89	66	67	56	45	50	48	42	44
合計	11,227	5,651	5,159	5,420	5,575	5,007	6,041	6,196	4,880	5,208	5,456	4,968	5,035

※H18までは網・わな猟

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
網猟(※)	38	41	41	37	39	44	49
わな猟(※)	2, 592	2, 746	2, 896	3, 024	3, 139	3, 333	3, 536
第１種銃猟	2, 484	2, 188	2, 212	2, 221	2, 040	2, 026	2, 019
第２種銃猟	48	41	44	50	55	61	75
合計	5, 162	5, 016	5, 193	5, 332	5, 273	5, 464	5, 679

※H18 までは網・わな猟

【表－６】年齢別狩猟免許所持者数の推移　（単位：人・%）

年度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
18～19 歳 (割合)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20～29 歳 (割合)	931 (8%)	52 (1%)	38 (1%)	34 (1%)	44 (1%)	44 (1%)	57 (1%)	56 (1%)	52 (1%)	43 (1%)	52 (1%)	63 (1%)	86 (2%)
30～39 歳 (割合)	3, 032 (27%)	216 (4%)	175 (3%)	176 (3%)	177 (3%)	177 (4%)	219 (4%)	208 (3%)	153 (3%)	190 (4%)	227 (4%)	211 (4%)	207 (4%)
40～49 歳 (割合)	3, 271 (29%)	824 (15%)	643 (12%)	568 (10%)	502 (9%)	444 (9%)	507 (8%)	418 (7%)	334 (7%)	332 (6%)	333 (6%)	352 (7%)	362 (7%)
50～59 歳 (割合)	2, 699 (24%)	2, 008 (35%)	1, 836 (36%)	1, 902 (35%)	1, 930 (35%)	1, 728 (34%)	2, 004 (33%)	1, 671 (27%)	1, 249 (26%)	1, 188 (23%)	1, 101 (20%)	975 (20%)	879 (17%)
60 歳以上 (割合)	1, 294 (12%)	2, 551 (45%)	2, 455 (48%)	2, 740 (51%)	2, 922 (52%)	2, 614 (52%)	3, 254 (54%)	3, 843 (62%)	3, 092 (63%)	3, 455 (66%)	3, 743 (69%)	3, 367 (68%)	3, 501 (70%)
計 (割合)	11, 227 (100%)	5, 651 (100%)	5, 159 (100%)	5, 420 (100%)	5, 575 (100%)	5, 007 (100%)	6, 041 (100%)	6, 196 (100%)	4, 880 (100%)	5, 208 (100%)	5, 456 (100%)	4, 968 (100%)	5, 035 (100%)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
18～19 歳 (割合)	0 (0%)	3 (0%)	1 (0%)	3 (0%)	8 (0%)	13 (0%)	20 (1%)
20～29 歳 (割合)	95 (2%)	104 (2%)	105 (2%)	112 (2%)	146 (3%)	159 (3%)	183 (3%)
30～39 歳 (割合)	230 (4%)	283 (6%)	316 (6%)	363 (7%)	390 (7%)	387 (7%)	414 (7%)
40～49 歳 (割合)	387 (7%)	403 (8%)	431 (8%)	455 (9%)	517 (10%)	562 (10%)	642 (11%)
50～59 歳 (割合)	818 (16%)	746 (15%)	710 (14%)	705 (13%)	656 (13%)	647 (12%)	636 (11%)
60 歳以上 (割合)	3, 632 (70%)	3, 477 (69%)	3, 630 (70%)	3, 694 (69%)	3, 556 (67%)	3, 696 (68%)	3, 784 (67%)
計 (割合)	5, 162 (100%)	5, 016 (100%)	5, 193 (100%)	5, 332 (100%)	5, 273 (100%)	5, 464 (100%)	5, 679 (100%)

【表－7】狩猟者登録数の推移　　(単位：人)

年度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
網猟(※)	436	959	1,044	1,045	1,053	1,078	9	6	4	5	7	4	6
わな猟(※)							1,065	1,155	1,338	1,355	1,563	1,538	1,620
第１種銃猟	10,869	4,017	3,927	3,740	3,640	3,443	3,322	3,157	3,063	2,822	2,599	2,392	2,269
第２種銃猟	361	270	270	92	89	82	86	72	81	70	71	59	62
合計	11,666	5,246	5,241	4,877	4,782	4,603	4,482	4,390	4,486	4,252	4,240	3,993	3,957

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
網猟(※)	4	6	4	12	8	7	7
わな猟(※)	1,537	1,891	1,989	2,035	1,959	2,016	2,069
第１種銃猟	2,393	2,073	2,014	1,964	1,857	1,775	1,713
第２種銃猟	59	70	70	66	76	71	63
合計	3,993	4,040	4,077	4,077	3,900	3,869	3,852

※H18までは網・わな猟